

## 第67回九都県市首脳会議の結果概要について

本日(5月18日(月))、首都圏の九都県市の首脳が一堂に会して、広域的課題に積極的に取り組むことを目的とした標記会議が開催されました。

会議では、本市をはじめ、各都県市の首脳からの提案等について協議し、国等へ要望すること等を決定しました。内容については、別添のとおりです。

なお、本市からは、別紙「3 意見交換に係る合意事項」(6)の「高齢者の交通安全対策の推進について」を提案し、高齢者人口の増加に伴い、交通死亡事故全体に占める高齢ドライバーの割合が年々高くなっていることから、高齢ドライバーの運動・認知機能の低下に伴う誤操作等を起こさせないための対策や、高齢者の移動手段を公共交通に転換する取組について九都県市共同で調査・研究することになりました。

出席者：	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作(九都県市首脳会議座長)
	東京都知事	舛添要一
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市市長	林文子
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫

問合せ先  
広域行政課  
電話 042-769-8248

# 第 6 7 回九都県市首脳会議の結果概要

平成 2 7 年 5 月 1 8 日  
九 都 県 市 首 脳 会 議

## 1 報告事項

### ( 1 ) 首都圏問題について

首都機能移転への対応として、「新たな国土形成計画（全国計画）」の策定における国会等の移転に関する記述について、情報の共有と意見交換を行い、九都県市としての意見を取りまとめ、国に提出することとした。

### ( 2 ) 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況等の報告について

#### ア 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化芸術施策の強化について

九都県市首脳会議として、「国家予算における文化芸術予算の一層の拡充」等について、国へ提言したことを踏まえ、検討会において取りまとめられた具体的な国への要望、及び九都県市が連携して展開する取組の方向性について、意見交換を行った。今後は、国への要望を行うとともに、国やオリンピック組織委員会等の動向を注視し、九都県市の取組状況等について情報共有を行っていくこととした。

#### イ 個人住民税の特別徴収推進について

個人住民税の特別徴収を徹底することについて九都県市が連携協力して取り組むこととし、平成 2 6 年 1 1 月 2 0 日「個人住民税の特別徴収推進に関する九都県市共同アピール」を同時記者発表し、その後、商工団体等 2 1 団体に共同協力要請を実施した。平成 2 7 年度は共同広報を実施することとした。

また、引き続き、特別徴収徹底に係る広域的な課題解消に向けて連携協力することとした。

#### ウ 首都圏における水素社会の実現に向けた取組について

水素エネルギーの普及に向けた各都県市の取組状況等の情報交換を行った。

また、今後必要と思われる規制の見直しや財政支援について、国に対して要望を行うこととした。

今後は、九都県市が連携して水素の有用性や安全性等の理解を促進するための講演会や燃料電池自動車の試乗会を行う。

#### エ 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組みについて

風しん撲滅に向け、より効果的な共同実施の取組みについて検討を行うこととした。また、風しん等の感染症のまん延防止のための広域的な連携体制について検討を行うこととした。

## オ 少子化対策（結婚支援）の推進について

結婚支援の取組について、各都県市の取組の状況の情報交換を行うとともに、それぞれの結婚支援の考え方について意見交換を行った。出会いの場の創出やPR活動などについて、各都県市の状況を踏まえつつ引き続き検討を進めることとした。

## カ 持続可能な介護保険制度への取組について

介護保険制度を安定的かつ持続可能な制度として維持していくための取組事例として、要介護度の維持・改善をした場合の介護サービス事業者へのインセンティブに関する調査を実施するとともに、調査結果の情報共有、意見交換を行った。

今後は、よりよい介護サービスの提供等に向けて、介護の質を評価する仕組みや検討内容を踏まえた国への要望等について検討することとした。

## キ 男女がともに活躍する社会の推進について

「男女がともに活躍する社会の推進」を図る具体的なアクションを起こすため、女性管理職の登用率向上に向けた取組について意見交換し、各都県市の取組等の情報共有を行った。引き続き、国の女性活躍推進法の成立の動きなどを踏まえ、九都県市が共通して取り組める項目について、検討することとした。

## ク 空き家住宅を含めた中古住宅の流動化について

中古戸建住宅の流通促進に向けた各都県市の取組状況の共有や流通に係る阻害要因の現状の洗い出し等を行った。

今後は、九都県市の中古戸建住宅流通促進に向けた取組について、情報の共有を行うとともに、公の関与のあり方も踏まえつつ、首都圏の中古戸建住宅流通の阻害要因について対応策等を検討し、必要に応じて国への働きかけ等を行うこととした。

## ケ ガソリンペーパー対策の推進について

ORVR車の早期義務付けの必要性を広く国民に理解してもらうため、これまでの検討結果に基づき、各種広報媒体による啓発・情報発信を行うこととした。

## 2 協議に係る合意事項

### (1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

#### ア 地方分権改革の実現に向けた要求について

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙1のとおり、国に対して要求を行うこととした。

また、地方税財政問題について広く理解を得るため分かりやすい資料作りについて、共同で取り組むこととした。

### 3 意見交換に係る合意事項

#### (1) 首都圏三環状道路の整備と有効活用等への取組について

都心部の渋滞緩和や広域ネットワークの形成による陸・海・空拠点の結節など、我が国の国際競争力向上に必要な首都圏三環状道路の早期整備とともに、高速道路の一体的で利用しやすい料金体系の実現や渋滞対策、老朽化対策の推進について、九都県市としての意見をとりまとめ、**別紙2**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

#### (2) いじめ・不登校等の早期発見・早期対応に向けた取組について

いじめ・不登校など子どもが抱える諸問題の解決に向けては、子どもの成長段階に応じた未然防止と早期発見・早期対応に取り組むことが重要であることから、各自治体の実情に応じ、いじめや不登校といった様々な課題に取り組めるよう、国による必要な財政支援などの強化について、九都県市としての意見をとりまとめ、**別紙3**のとおり、国に対して提言することとした。

#### (3) 分散型エネルギーシステムの構築について

現在、国は長期エネルギー需給見通しを検討しているが、再生可能エネルギーを最大限導入し、エネルギーを地産地消する分散型エネルギーシステムを構築することが、地方創生等につながることから、エネルギー基本計画で示した水準（約2割）を大きく上回る再生可能エネルギーの導入目標値の設定、太陽光発電のコストの低減、蓄電池の導入促進などについて、九都県市としての意見をとりまとめ、**別紙4**のとおり、国に対して要請を行うこととした。

#### (4) 多子世帯・子育て世帯向け住宅による子育て支援について

現代社会では、子供2人の4人家族を前提としたものが数多く見受けられる。これからは、子供3人の5人家族をモデルとしたムーブメントを社会全体でつくり出すことで、少子化の流れを変えていく必要がある。

そこで、九都県市が連携して多くの子供を持つことに前向きになるようなムーブメントを起こすため、住宅政策の面からの取組について、首都圏連合協議会において検討することとした。

#### (5) 障害者の積極的な就労促進について

障害者雇用をめぐるのは、現状では首都圏における民間企業の実雇用率は法定雇用率を下回っており、また、福祉就労における工賃水準も低いことから、今後、障害者が働くことのできる環境と経済的に自立できる社会を創り上げていくため、さらなる障害者の就労促進に向けた取組について、首都圏連合協議会において検討することとした。

#### ( 6 ) 高齢者の交通安全対策の推進について

高齢者人口の増加に伴い、交通死亡事故全体に占める高齢ドライバーの割合が年々高くなっていることから、高齢ドライバーの運動・認知機能の低下に伴う誤操作等を起こさせないための対策や、高齢者の移動手段を公共交通に転換する取組が必要とされている。

こうしたことから、高齢者の運転に起因する事故を無くすための環境整備について首都圏連合協議会において検討することとした。

#### ( 7 ) 外国人来訪者に対する熱中症予防啓発の強化について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、外国人来訪者が安心して滞在できるよう、国に先駆けて、医療対応や救急搬送が必要になる前の段階での対策として、熱中症になること自体を予防するための啓発強化について、首都圏連合協議会において検討することとした。

#### ( 8 ) 里親制度の推進に向けた取組みについて

千葉市から、里親制度の推進に向けて、特別養子縁組を行うための試験養育期間にある職員を対象とした休業制度について紹介した。里親制度推進の九都県市における取組みや、管内市町村・民間団体への情報提供等の働きかけについて、首都圏連合協議会において検討することとした。

あわせて、里親制度をより一層推進していくため、九都県市としての意見をとりまとめ、[別紙5](#)のとおり、国に対して要望を行うこととした。

#### ( 9 ) 福島県の復興支援について

福島県では、原子力災害の影響により現在でも約12万人の方々が全国各地で厳しい避難生活を余儀なくされている。また、福島県産品や観光に対する風評被害など、依然として深刻な状況が続いている。

こうした中、福島県では、首都圏の住民に対し、教育旅行の回復、九都県市の各種広報やイベント等を通じて福島県の現状と魅力を伝え続けたいと希望している。

復興の足かせとなる震災の記憶の風化を防ぐため、引き続き九都県市首脳会議は連携して福島県の復興を後押しすることとし、その取組について、首都圏連合協議会において検討することとした。

## 4 その他

### (1)「箱根山の火口周辺警報（噴火警戒レベル2）」について

神奈川県から、箱根山の大涌谷周辺における火山性地震の増加を受けて、人的被害ゼロ、風評被害ゼロを目指し、ホームページ等での最新の情報等の提供など、万全の対応を図っている旨の報告があった。

### (2)「未病サミット神奈川 2015 in 箱根」について

神奈川県から、本年10月22日から23日の間、箱根町の湯本富士屋ホテルにおいて、学術、企業、団体等から世界の「知」を結集し、未病の価値を世界に発信していくための「未病サミット神奈川 2015 in 箱根」について、紹介があった。

### (3)「ベトナムフェスタ in 神奈川」について

神奈川県から、本年9月18日から20日の間で、横浜市内において、「越(えつ) Beyond the NEXT!」をテーマに、ビジネス、文化、食、観光など、幅広い分野でのベトナム交流イベント「ベトナムフェスタ in 神奈川」について、紹介があった。

### (4)「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2015」について

横浜市から、横浜らしい特色ある芸術フェスティバルとして、今年8月1日（土）から10月4日（日）に開催される「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2015」についての紹介があった。

### (5)今夏に向けた蚊媒介感染症対策について

東京都から、今夏に向けた蚊媒介感染症対策として実施する「蚊の発生防止強化月間」の取組について報告があった。

### (6)千葉市内で開催予定の車椅子スポーツ大会について

千葉市から、平成27年度に同市内で開催される予定の車椅子バスケットボール及びウィルチェアーラグビーの大会について、紹介があった。

## 5 次回は、平成27年秋、千葉県において開催する。

## 地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、併せて地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革については、これまで様々な取組が進められてきたが、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが十分に行われておらず、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていないなど、道半ばであり、更なる取組が必要である。

特に、国と地方が総力を挙げて人口減少の克服と地方創生の実現に向け取り組んでいる中、地方創生において極めて重要なテーマであり、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるとされている地方分権改革の推進は、一層重要性を増している。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

### 真の分権型社会の実現

#### (1) 更なる権限移譲の推進

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方への権限移譲及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、国の出先機関の見直しは行われておらず、権限移譲もいまだ十分ではない。

については、国の出先機関は原則廃止する視点も踏まえ、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、更なる国から地方及び都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方との協議を行うこと。

なお、以下の事項については、優先的に取り組むこと。

- ・ハローワークについては、地方が担っている事務・権限との一元化により、住民の利便性がより向上することを既に示しており、埼玉県・佐賀県における「ハローワーク特区」や千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市における「一体的実施」の効果について国は直ちに認識して検証を進め、地方への移管を早期に実現すること。

それまでの間、ハローワーク求人情報のオンライン提供を活用する地方自治体の職員が国の職員と同内容の情報を利用して職業紹介を行える環境を整備すること。

- ・直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、適切な移管時期などを関係する地方自治体と十分に協議するとともに

に、移譲に当たっては確実に財源措置等を講じること。

- ・ 中小企業支援に関する事務など、地方が強く移譲を求めている事務・権限を速やかに移譲すること。
- ・ 県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に当たっては、道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とする地方財政措置を適切に講じること。

## (2) 更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方からの意見を十分踏まえ、早期に、廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。また、国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定することにより、実質的に「枠付け」を存続させている。したがって、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定されたものについても撤廃すること。

また、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

## (3) 「提案募集方式」に基づく改革の推進

「提案募集方式」については、地方分権改革を着実に推進するという制度創設の趣旨を踏まえ、提案を実現する方向で積極的に取り組むべきである。

平成26年度においては、地方が強く求めてきた農地転用許可の権限を移譲する方針が決定されるなどの進展もあったが、地方からの提案のうち、「提案の趣旨を踏まえ対応」するとされたものであっても、その中には「引き続き検討を進める」こととされたものや提案どおりの対応となっていないものが数多く含まれている。

「引き続き検討を進める」こととされた提案について、実現に向けた確実なフォローアップを行うことはもとより、提案どおりの対応となっていないものや「実現できなかったもの」とされた提案についても、検討を加えた上で再提案があった場合には、改めて実現に向け積極的に検討すること。

さらに、今後は、提案の実現可否の決定に当たり、地方が示す現行制度の具体的な支障事例等のほか、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視した検討を行うこと。

なお、第5次一括法等により措置される事項については、地方が十分な準備期間を確保し、条例制定などの必要な対応を支障なく行えるよう、(法案成立後、)速やかに政省令の整備を行うこと。

また、「提案募集方式」の導入により、国自らがこれ以上、権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等を検討しないということはあってはならず、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。

## (4) 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運



営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

(5) 「国と地方の協議の場」の実効性ある運営

国と地方は対等・協力の関係にあるとの基本認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。

そのため、分科会も含め、政策の企画・立案の段階から協議事項について十分に説明するなど、実効性のある協議の場の運営を行うこと。

また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

## 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

(1) 地方税財源の充実・確保

ア 税源移譲の確実な実現

地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的、効率的に提供するため、税源の地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を構築すること。

イ 社会保障分野における地方税財源の確保

地方自治体は、医療、介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政において、サービスの運営・給付主体として重要な役割を果たしている。

このことを踏まえ、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。そのためにも、まずは、法定化された地方消費税の税率2.2%への引上げを確実に実施すること。

さらに、平成27年度与党税制改正大綱において、消費税率10%時に軽減税率を導入するとされたが、地方消費税や地方交付税の原資が減少することから、実際に導入する際には、地方の社会保障財源に影響が生じることがないよう、国の責任で代替財源を確保すること。

ウ 課税自主権の拡大

地方自治体の財政需要を賄う税財源は、法定税により安定的に確保されることが基本であるが、地方は必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。

しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものであ

る。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

#### エ 自動車取得税の廃止に伴う地方税による代替財源の確保

消費税率10%段階での自動車取得税の廃止については、平成27年度与党税制改正大綱において、平成28年度以後の税制改正で具体的な結論を得ることとされた。その減収分については、軽自動車税の税率引上げ等により一部が補填されるものの、一方で、軽自動車税の減収につながるグリーン化特例（軽課）が導入されるなど、減収分に見合った代替財源の全体像は、いまだ明らかにされていない。

自動車取得税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な安定財源となってきた経緯等を踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう、地方税による安定的な代替財源を確保すること。

#### オ 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

平成27年度与党税制改正大綱では、設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置について、引き続き検討することとされているが、償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、行政サービスを享受していることに着目して課税しているものであり、都及び市町村の重要な基幹税目であることから、国の経済対策の観点からの見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

#### カ 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

平成27年度与党税制改正大綱では、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、C O P 21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得るとされた。ついては、地方自治体が地球温暖化対策に果たす役割と責任などを踏まえ、地方の意見を取り入れながら、必要な地方税財源を確保する制度を早急に創設すること。

### (2) 自主財源である地方法人課税の堅持

#### ア 地方法人特別税及び地方法人税の撤廃

地域間の税収格差の是正を名目に、消費税率の引上げまでの暫定措置として導入された地方法人特別税は、速やかに撤廃し、地方税である法人事業税に確実に復元すること。

また、同様の名目で、平成26年10月に地方法人税が導入されたが、本来、税収格差の是正は、税源移譲や地方交付税の増額により、地方税財源を拡充する中で、国の責任で行うべきであり、これに地方税を用いることは、地方分権に反するとともに、地方自治体同士での財源の奪い合いとなり、極めて不適切である。

加えて、同制度は、実質的には地方交付税の総額不足の補填に利用されており、国による地方財源の確保という責任を放棄した極めて不当な措置となっている。

このように、地方法人税は、地方分権に反するのみならず、制度運用の面からも将来にわたって地方財政に悪影響を及ぼすものであることから、速やかに撤廃し、地方税である法人住民税に復元すること。

#### イ 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

法人実効税率については、平成27年度与党税制改正大綱において、法人税及び法人事業税所得割の税率引下げにより、平成28年度に31.33%まで引き下げることに加え、平成28年度以降も、法人実効税率20%台を目指した法人税改革を行うことが明記された。法人税率の更なる引下げに当たっては、法人税額が法人住民税法人税割の課税標準となっており、また、法人税の33.1%が地方交付税原資になっていることから、国税から地方税への税源移譲や租税特別措置の見直しによる課税ベースの拡大等により、確実な代替財源を確保し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすること。

なお、法人課税における超過課税は、地方税法に定められた制限税率の範囲内で課税自主権の行使の一環として、地方自治体の判断により行っているものである。これに国が介入することは、地方分権に反するものであるため、法人実効税率を引き下げの場合にあっても、地方の超過課税の撤廃や見直しを求めないこと。

### (3) 地方交付税制度の改革

#### ア 地方交付税の総額確保等と適切な運用

地方交付税については、今年度、長年の懸案であった法定率の見直しが一歩進められたところであるが、不可避的に増加する社会保障関係費に加え、少子化対策の強化、地域経済の活性化、雇用の創出、防災・減災対策など、必要な施策を将来にわたり実施していくためには不十分であり、これら地方の行財政需要を的確に把握し、法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、地方の安定的財政運営に必要な総額を確保すること。

また、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを再認識し、適切に運用すること。併せて、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、周知に努めること。

さらに、各地方自治体の予算編成に支障が生じないように、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

#### イ 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の措置として導入されて以来、地方から廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、数次にわたり特例的な措置の延長がなされてきた。

平成27年度は地方税の増収などにより発行を抑制することとされたが、臨時財政対策債の大量発行による地方財源不足の補填を継続することは、将来の世代に負担を先送りしていることにほかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、過去に発行した臨時財政対策債の償還を、新たな臨時財政対策債の発行により行うという現状は、持続可能な地方財政制度という観点から、抜本的な見直しが急務である。

地方財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債を廃止することとし、その工程を早急に示すこと。それまでの間、財政力指数の高い地方自治体に過大に配分されている不公平な臨時財政対策債発行可能額の算定方法を見直すこと。

#### (4) 国庫支出金の改革

##### ア 国庫支出金の抜本的な改革

国庫支出金については、国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を中心とした抜本的改革を進めることとし、国は速やかにその工程を明らかにすること。

それまでの間、国庫支出金は首都圏特有の行政需要を斟酌し、必要額を安定的かつ確実に確保すること。

また、地方自治体間の財政調整は地方交付税により行い、国庫支出金による財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

なお、平成 26 年度において、国庫支出金の一方的な地方への付け替えとも受け取れる事業見直しがなされた事例があったが、国と地方は対等・協力の関係にあることを踏まえ、事業の規模等に関わらず、こうした一方的な見直しを行うことは厳に慎むこと。

##### イ 基金事業の見直し

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行い、併せて事務手続の簡素化など運用改善を図ること。

#### (5) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直すことにより、真に国が行うべき事業に限定した上で、国が全額費用負担するとともに、それ以外の事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を負担する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

## 道州制の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実・確保等の改革を一体的に進めること。

## 国の財政規律の確立と地方税財源の復元

地方は、厳しい財政状況の中、大幅な職員数の削減や給与カットなど、徹底した行政改革を断行し、財政健全化に努めている。

しかし、国は、職員の削減や給与カットなど、行政改革への取組が不十分であると云々ざるを得ない。

このような中であっても、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債や、地方の貴重な税源を国税化した地方法人特別税を継続するとともに、平成26年10月には地方法人税を導入し、更なる地方税の国税化を行っている。

国は、行政改革と財政健全化に取り組むとともに、こうした国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況に関わらず見直しを行うべきであり、速やかに制度の撤廃と地方の税財源の復元に取り組むこと。

平成27年 5月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

### 九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	森 田 健 作
	埼玉県知事	上 田 清 司
	東京都知事	舩 添 要 一
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市 長	林 文 子
	川崎市 長	福 田 紀 彦
	千葉市 長	熊 谷 俊 人
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	加 山 俊 夫

## 首都圏三環状道路の整備と有効活用等への取組について

首都圏の高速道路は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に不可欠であるとともに、都市間連携の強化やヒト・モノの迅速かつ円滑な移動実現、防災機能向上等に資する重要な社会基盤である。とりわけ、首都圏三環状道路は、都心部の渋滞緩和や非常時の迂回機能確保、広域ネットワークの形成による陸・海・空拠点の結節など、我が国の国際競争力向上に必要不可欠である。本年3月、首都高速中央環状線が全線開通し、三環状道路で初めてのリングが完成したが、東京外かく環状道路や首都圏中央連絡自動車道についても、環状道路機能をより発揮させるため、未開通区間を早期に整備するとともに、あわせて、暫定2車線区間の4車線化が必要である。また、三環状道路を補完する横浜環状北線・北西線についても早期開通に向けた取組が必要である。

高速道路の料金体系については、整備の経緯等から路線毎に料金水準等が異なっており、利用者にとって複雑で分かりにくいことや、管理主体が異なる高速道路間を乗り継ぐ時に掛かるターミナルチャージ等により割高感が生じている。そのため、三環状道路の整備後も効率的に経路選択されない可能性があることから、高速道路のネットワーク機能を最大限発揮させるとともに、都心を通過するだけの交通を適切に環状道路に誘導し渋滞緩和に資する料金体系としていくことが必要である。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時には、観光客の大幅増加等から高速道路利用率の増大が予想されるため、東名高速道路や中央自動車道等で発生している交通渋滞への対策を早期に実施していく必要がある。

さらに、首都高速道路の構造物については、大規模更新等の老朽化対策が具体的に取組まれているが、その他の高速道路については、いまだ区間や内容が明確に示されていないことなどから、安全・安心に不安が生じており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催も踏まえ、具体的な計画を示したうえで着実に取組んでいく必要がある。

については、次の事項を要望する。

- 1 首都圏三環状道路の整備については、未開通区間の開通年次を明らかにして、早期に全線完成させるとともに、あわせて、暫定2車線区間の4車線化に取り組むこと。とりわけ、東京外かく環状道路の関越自動車道から東名高速道路間を2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに開通させるとともに、東名高速道路以南の区間の計画を早期に具体化すること。

また、首都圏三環状道路を補完する横浜環状北線・北西線についても早期開通に向けて取り組むこと。

- 2 首都圏の高速道路の新たな料金体系については、都心の通過交通の環状道路への誘導や会社間乗継時の割高感の解消など、一体的で利用しやすいものとする。新たな料金体系の導入時には、一般道への影響や環状道路の整備状況等に配慮し、利用者に過度な負担とならないよう丁寧な説明とともに激変緩和措置等を適切に講じること。

また、平成27年10月に債務償還が終了する八王子バイパス（国道16号）相原ICから打越IC間について、確実に無料化すること。

- 3 首都圏の高速道路の渋滞対策については、既存施設の有効活用やICTの積極的な導入等により、渋滞施策を政策的に実施すること。また、環状線本来の機能を発現させるため、首都高速中央環状線板橋熊野町JCT間の改良など、交通渋滞解消に寄与する事業等を推進すること。さらに、東名高速道路大和トンネル付近、中央自動車道調布付近及び小仏トンネル付近、並びに京葉道路穴川IC付近の渋滞対策を早期に実施すること。とりわけ、東名高速道路大和トンネル付近、中央自動車道調布付近について、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに完了させること。

- 4 高速道路構造物の大規模更新等の老朽化対策については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催も踏まえ、利用者の安全・安心を確保するため、対象箇所を明らかにした上で、着実に推進すること。

平成27年 月 日

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
国土交通大臣	太	田	昭	宏	様
内閣官房長官	菅		義	偉	様
国土強靱化担当大臣	兼	内閣府特命担当大臣 (防災)			
	山	谷	えり子		様
経済再生担当大臣	兼	内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)			
	甘	利		明	様

#### 九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	森	田	健	作
	埼玉県知事	上	田	清	司
	東京都知事	舛	添	要	一
	神奈川県知事	黒	岩	祐	治
	横浜市長	林		文	子
	川崎市長	福	田	紀	彦
	千葉市長	熊	谷	俊	人
	さいたま市長	清	水	勇	人
	相模原市長	加	山	俊	夫



## いじめ・不登校等の早期発見・早期対応に向けた取組について

いじめ・不登校や、その背景にある子どもの生活環境、発達上の課題など、子どもが抱える諸問題は複雑多様化しており、その解決に向けては、子どもの成長段階に応じて、未然防止と早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。

これら諸問題に対応するため、各自治体では、それぞれの実情に応じて、児童生徒への指導・支援を専任する教員の配置や専門知識を有したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用などの工夫を行っている。

そのことにより、学校内での組織的な指導体制の確立や心理的な支援の充実、また、警察、福祉事務所などの関係機関との連携の推進など支援体制の強化が図られている。

専任教員やスクールカウンセラー等を配置した学校では、諸問題に対し更に早期発見・早期対応が可能になるなど、個に応じたきめ細かな指導や教育を推進する上で大きな原動力となっている。

また、児童生徒の様々な課題の要因や状況を的確につかみ、関係機関や地域との連携強化が図られることにより、子どもたちを見守り、組織的に支援する体制の確立にもつながっている。

一方で、国においては、教職員定数の配置改善に向けて、いじめ等の問題行動に対応するための新たな加配措置を実施しているものの、専任教員などを十分に配置できる状況とはなっていない。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を更に充実するためには、人材の不足と財政負担が自治体にとって大きな課題となっている。

以上を踏まえ、各自治体が実情に応じ、いじめや不登校といった様々な課題に取り組めるよう、児童生徒への指導・支援を専任する教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに係る国による必要な財政支援などの強化を提言する。

平成 27 年 月 日

文部科学大臣

下村博文様

九都県市首脳会議

座長 千葉県知事	森田健作
埼玉県知事	上田清司
東京都知事	舛添要一
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林文子
川崎市長	福田紀彦
千葉市長	熊谷俊人
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	加山俊夫

## 分散型エネルギーシステムの構築について

東日本大震災が発生し、大規模集中型の電力システムの脆弱性が浮き彫りになったことから、今後は再生可能エネルギー等を最大限導入して、分散型のエネルギーシステムを構築していくことが求められている。

一方、昨年9月以降に、太陽光発電設備等の電力システムへの接続が制限される事態が発生し、固定価格買取制度の運用が見直され、出力制御の対象が拡大されたことなどから、国民は太陽光発電設備の導入に慎重になっている。

再生可能エネルギーの導入を今後も持続的に拡大していくには、ポスト固定価格買取制度を見通しながら、電気料金への賦課金の上乗せによる国民負担の増加を抑制するとともに、電力システムに大きな負荷をかけないように、エネルギーの地産地消を促進していくことが重要である。

よって、エネルギーを地産地消する分散型エネルギーシステムの構築に向けて、次の事項について、所要の措置を講じられるよう要請する。

### 1 再生可能エネルギーの導入拡大

#### (1) 導入目標値の設定

再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、災害発生時の非常用電源の確保などに貢献し、地方創生にもつながる。

そこで、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギー基本計画で示した水準（約2割）を大きく上回る導入目標値を設定し、必要な対策を計画的に実施すること。

#### (2) 電力システムへの接続可能量等の公表

固定価格買取制度は、再生可能エネルギーに対する投資の回収に予見可能性を与えることにより、投資の促進を図るものである。

一方、東京電力管内では、再生可能エネルギー発電設備の電力システムへの接続可能量に余裕があるとされているが、一部地域においては系統連系制約が既に生じている。また、電力系統別の接続可能量や接続費用等の系統情報が十分に示されていないため、発電事業者は接続の可否や出力抑制のリスク等を予見できず、投資判断が困難な状況となっている。

そこで、電力系統別の接続可能量等の系統情報及び今後の出力制御の見通し等を公表するよう指導すること。

## 2 太陽光発電の普及拡大

### (1) 発電コストの低減

立地制約が少なく分散型電源に適している太陽光発電は、固定価格買取制度に頼らない自立的な普及を早期に実現することが重要であり、そのためには発電コストの低減が不可欠である。

そこで、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が平成26年9月に策定・発表した発電コスト目標(2020年:14円/kWh、2030年:7円/kWh)の達成に向け、発電効率の向上や製造コストの削減を図る技術開発を重点的に促進すること。あわせて、設置費用の低減を一層促進するため、業界団体に働きかけ、太陽光発電システムを構成する機器等の規格化、施工方法の標準化や工期の短縮化等を進めること。

### (2) 固定価格買取制度の買取価格の別区分化

調達価格等算定委員会において、平成27年度の買取価格を算定した際に、中規模の太陽光発電設備の別区分化について調査検討が行われたところ、大規模な設備と比較して、1kW当たりの設置費用の差が縮小していることなどを考慮し、別区分化は見送られた。

平成28年度の買取価格の算定に際しては、改めて設置費用を詳細に調査し、設備容量によって設置費用が異なる場合は、それに応じた価格区分の設定を検討すること。

## 3 エネルギーの地産地消の促進

### (1) 蓄電池の導入促進

エネルギーの地産地消を実現するには、情報通信技術(ICT)や蓄電池等を活用して、個々の住宅・事業所や地域全体のエネルギー需給を管理するシステムを構築する必要があるが、特に蓄電池は価格が高いため導入が遅れている。

今後、蓄電池の自立的な普及を早期に実現するには、定置用リチウムイオン蓄電池等の価格の低減(平成26年度国の補正予算(第1号)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業による成果目標:2017年度までに3分の1程度に低減)が不可欠であり、性能の向上や製造コストの削減を図る技術開発を重点的に促進するとともに、導入支援などの取組を強化すること。

### (2) 送配電網を利用する託送料金の見直し

2016年からの電力の小売自由化に伴い、小売電気事業者が地域の分散型電源から電力を調達し、地域の住宅や事業所等に供給する地産地消型の事業が拡大すると見込まれている。

一方、現在、新電力が送配電網を利用する際に支払っている託送料

金は、遠隔地にある大規模電源からの電力供給を前提に、送配電網の利用状況は考慮されず、需要家の電圧に応じて設定されており、資源エネルギー庁の試算によると料金が高い方から低圧(8.88円/kWh)、高圧(3.81円/kWh)、特別高圧(1.95円/kWh)となっている。

地産地消型の事業の拡大を促進するために、国は送配電網に係る維持費等の負担の公平性を確保しつつ、送配電網の利用状況を考慮した託送料金制度を検討すること。

平成 27 年 月 日

経済産業大臣 宮 沢 洋 一 様  
環境大臣 望 月 義 夫 様

九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	森	田	健	作
	埼玉県知事	上	田	清	司
	東京都知事	舛	添	要	一
	神奈川県知事	黒	岩	祐	治
	横浜市長	林		文	子
	川崎市長	福	田	紀	彦
	千葉市長	熊	谷	俊	人
	さいたま市長	清	水	勇	人
	相模原市長	加	山	俊	夫

## 里親制度の推進について

すべての子どもたちが心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めることは、国及び地方公共団体の責務であり、子どもの成長や発達においては、家庭の中で温かい愛情に包まれながら、健やかに養育されることは、極めて大切なものである。

現在、親の病気や虐待など、様々な事情により、親と暮らせず、社会的な養護を必要とする子どもたちの多くは、児童養護施設や乳児院などの施設で生活しており、家庭的な環境で養護を行う里親等に育てられている児童は、全体の約 15% に過ぎない。

このような状況の下、国においては、今後、平成 27 年度から平成 41 年度までの 15 年間で、里親等への委託の割合を 3 分の 1 にしていくという目標を掲げ、里親委託の推進を図ることとしているが、常に子どもと向き合いながら生活している里親の精神的、肉体的負担は非常に大きく、更なる制度充実に向けた国の強力な取組みが不可欠である。また、国民の里親制度に対する認識はいまだ十分とは言えない状況にあり、一層の普及啓発が必要である。

地方公共団体においては、特別養子縁組を行うための試験養育期間について育児休業に相当する制度を導入する等、独自の取組みを進めている団体もあるが、里親制度をより一層推進していくため、以下の事項について要望する。

- 1 養育里親が養育を開始してからの一定期間及び特別養子縁組を行うための試験養育期間について、民間労働者及び公務員の育児休業の対象とし、育児休業手当金等の支給を受けられるよう、関係法令の整備など必要な措置を早期に講ずること。

- 2 里親制度についての社会的認識を高め、国民の理解を促進するため、積極的な広報・啓発活動を実施すること。
- 3 社会的養護の担い手として十分な活動ができるよう、手当等の更なる充実を図ること。
- 4 地域の子育て支援団体等との連携など、里親の担い手の確保や里親家庭への支援を図る地方公共団体の取組みについて、財政支援を拡充すること。

平成27年5月 日

総務大臣 高市 早苗 様  
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様  
内閣府特命担当大臣（少子化対策）  
有村 治子 様

#### 九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	森田 健作
	埼玉県知事	上田 清司
	東京都知事	舛添 要一
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	横浜市長	林 文子
	川崎市長	福田 紀彦
	千葉市長	熊谷 俊人
	さいたま市長	清水 勇人
	相模原市長	加山 俊夫